

広島県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

広島県税規則の一部を改正する規則

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置） 第三十八条 （略） 2 （略） 3 前項の公告は、広島県西部県税事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。 第四十九条 （略） 2 前項の公告は、広島県西部県税事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。 （自動車税の種別割に係る証明書の交付手続） 第五十五条 （略） 2―5 （略）	（ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置） 第三十八条 （略） 2 （略） 3 前項の公告は、広島県西部県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。 第四十九条 （略） 2 前項の公告は、広島県西部県税事務所の掲示場に掲示して行うものとする。 （自動車税の種別割に係る証明書の交付手続） 第五十五条 （略） 2―5 （略） 6 第一項及び第二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十五条の規定による口座振替の方法によつて自動車税の種別割が納付された場合には、当該自動車に係る自動車税の種別割について現に滞納がないとくに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の種別割の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の五又は別記様式第八十二号の五の二による自動車税種別割納税証明書を納税者に交付するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
様式第5号の9（第6条関係） (表) (略) (裏) <table><tr><td rowspan="3">(略)</td><td> (略) </td></tr><tr><td> (略) </td></tr><tr><td>左記の金額を上記の納期限までに納付してください。 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。</td></tr></table> (略)	(略)	(略)	(略)	左記の金額を上記の納期限までに納付してください。 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。	様式第5号の9（第6条関係） (表) (略) (裏) <table><tr><td rowspan="3">(略)</td><td> (略) </td></tr><tr><td> (略) </td></tr><tr><td>左記の金額を上記の納期限までに納付してください。 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。 <u>また、継続検査及び構造等変更検査用の納税証明書は、振替日から2週間以内に郵送させていただきます。</u></td></tr></table> (略)	(略)	(略)	(略)	左記の金額を上記の納期限までに納付してください。 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。 <u>また、継続検査及び構造等変更検査用の納税証明書は、振替日から2週間以内に郵送させていただきます。</u>
(略)		(略)							
		(略)							
	左記の金額を上記の納期限までに納付してください。 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。								
(略)	(略)								
	(略)								
	左記の金額を上記の納期限までに納付してください。 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。 <u>また、継続検査及び構造等変更検査用の納税証明書は、振替日から2週間以内に郵送させていただきます。</u>								
様式第11号の2（第6条関係） (表) (略) (裏) <table><tr><td rowspan="2">(注) 1－3 (略)</td><td rowspan="2"> 納付場所 </td><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>	(注) 1－3 (略)	納付場所			様式第11号の2（第6条関係） (表) (略) (裏) <table><tr><td rowspan="2">(注) 1－3 (略) <u>4 納付場所</u></td><td rowspan="2"></td><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>	(注) 1－3 (略) <u>4 納付場所</u>			
(注) 1－3 (略)			納付場所						
(注) 1－3 (略) <u>4 納付場所</u>									

様式第11号の3（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

(注) 1－3（略）	<table><tr><td>納 付 場 所</td><td></td></tr></table>	納 付 場 所		
納 付 場 所				

様式第11号の3（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

(注) 1－3（略） <u>4</u> 納付場所		
--------------------------------	--	--

別記様式第三十七号を次のように改める。

納税証明書 交付請求書

県税に関する証明書

※太枠内を記入してください。

広島県知事（県税事務所長）様		年 月 日
請求者 (窓口に来られた方が記入)	住所 (所在地) フリガナ 氏名 (名称及び代表者職・氏名) 電話番号	納税義務者との関係 ☐ 本人 ☐ 従業員等 ☐ 親族 ☐ 行政書士 ☐ 税理士 ☐ 自動車販売店 ☐ 金融機関 ☐ その他（ ）
	※窓口に来られた方（法人の場合は代表者本人）の本人を確認できる身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。 代理人が請求する場合で、顔写真のない身分証明書（健康保険の資格確認書等）を提示する時は2点必要です。	
	委任状	
	私は、 <u> </u> （氏名）を代理人と定め、証明書の交付請求及び受領に関する権限を委任します。 住所 (所在地) フリガナ 氏名 (名称及び代表者職・氏名) 電話番号 ※委任状は納税義務者が記入してください。 ※委任状は上記の内容の記載があれば、任意の様式で作成されても構いません。 ※委任の事実を確認させていただくことがありますので、日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。	

次のとおり証明書の交付を請求します。（該当するものの「選択」欄に✓印を記入してください。）

1 証明書の使用目的					
選択	使用目的	選択	使用目的	選択	使用目的
☐	入札参加資格審査申請	☐	建設業許可申請・決算変更届	☐	酒類販売業免許申請
☐	融資のため金融機関に提出	☐	公益法人等の認定・事業報告	☐	帰化申請
☐	補助金等交付申請	☐	自動車の所有権解除	☐	その他（ ）
2 証明事項					
選択	税目	請求する年度又は内容			部数
☐	全税目	☐ 未納がないこと			
☐		☐ 滞納処分を受けたことがないこと（過去 年分）			
☐	法人県民税	事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日			
☐	法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日			
☐	個人事業税	賦課年度 年度分			
☐	自動車税種別割	年度分 【登録番号】 広島・福山（ ）			
☐	（ ）税	年度分			
注 納付書により金融機関で手数料を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。					

収受印	別紙のとおり証明します。				
	証明書番号： 第 号				
	起案： . .	決裁者		担当者	公印押印承認
	決裁： . .				
交付： . .					
領収印	手数料	請求者の確認欄			確認者
	円確認				

【お願い】納付（納入）後2週間以内は「領収証書の原本」、法人の申告・納期限の翌月15日までは「申告書の写し」「領収証書の原本」を添付してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第82号の5及び様式第82号の5の2</u> 削除	<u>様式第82号の5</u> （第55条関係） <u>様式第82号の5の2</u> （第55条関係）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- （旧様式による用紙に関する経過措置）
- 2 この規則による改正前の広島県税規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。